

## 令和6年度の学内保健衛生と授業実施にあたっての注意事項

令和2年以降、世界的大流行（パンデミック）となった新型コロナウイルス感染症について、日本においては、令和5年5月に感染症法上の5類に移行・分類（感染力や重篤性などの危険性が最も低いとされる類型）されているところ、本学の学内保健・衛生に関して、段階的な緩和措置に対応しています。

本学の令和6年度の授業実施にあたり、学内の保健・衛生環境維持の観点から、引き続き、以下の諸点について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 体調管理

- 1) 本学では、令和2年から令和5年度まで、毎朝、登校前に必ず体温測定を行い、「健康記録表」に記録を継続する体調管理を奨励して参りましたが、このことは、今後、本人の自主的判断・対応に委ねることといたします。但し、37.5℃以上の発熱を伴う風邪の症状が認められる場合には、引き続き、入構できませんので、登校せずに自宅療養してください。
- 2) 大学建物入口に自動検温器を設置していますので、ご利用ください。37.5℃以上の体温が表示された場合は、他人との接触を避けて帰宅するようにしてください。

### ② 感染症報告

学校保健安全法では、「学校において予防すべき感染症」の出席停止期間の基準が定められています。（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザを含む。ホームページ「キャンパスライフ・保健室・感染症報告・健康診断」参照のこと。）このような感染症を疑う症状がみられた時は、早めに医療機関で受診し、診断された場合は、直ちに所属するキャンパスの保健室へ電話連絡してください。大学から、「出席停止通知書」を送りますので、医師の指示に従い、自宅療養をしてください。医療機関で登校の許可が出ましたら、「治癒証明書」又は「登校証明書」又は「医師の意見書」等を医師に書いてもらい、登校時に「出席停止通知書」と一諸に所属するキャンパスの教務係へ提出してください。

### ③ マスクの着用（当面の間、学内奨励）

- 1) マスクについては、令和5年2月10日付、政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定による基本的対処方針の変更通知を受けて、屋内では基本的にマスクの着用を奨励するとしていたこれまでの方針を改め、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としております。但し、学内の授業科目等（特に実験・実習、指定施設内実習など）においては、担当教員等の判断により、マスクの持参、マスクの着用を求める場合がありますので、ご留意ください。
- 2) 病院実習や学外実習施設・学内の指定施設・授業などにおいて、マスク着用を指定している場合には、当該施設等管理者の着脱指示に従うものとします。
- 3) なお、基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を抱きマスクの着用を希望する学生、または健康上の理由により、マスクの着用ができない学生なども在籍することから、各個人の健康管理上の個別事情に応じて、学生同士がマスクの着脱を強いることのないように十分留意願います。併せて、学生同士で、マスクの着用の有無による差別・偏見等を持たないように留意願います。

### ④ 手指等の消毒

- 1) 建物及び教室の入口やトイレ付近に消毒液を設置しています。従来どおり、こまめに手洗いや手指消毒を行ってください。
- 2) 各自でも消毒液やアルコールティッシュ等を携帯し、こまめに手指や机等の消毒を行ってください。

⑤ 対面授業時の注意

- 1) 講義系教室は、収容定員の100%の配席方針としています。但し、実験・実習室の使用については、学生間の距離を一定程度に保つことについて留意し、密をさけながら、授業担当教員の配席指示・方針に従うこととします。
- 2) 着席後は私語を慎んでください。
- 3) 換気のため、教室等の通路側ドアや窓を適宜開放しますので、衣類等で温度調節をお願いします。

⑥ 「密閉・密接・密集 ⇒ 3密」の回避

- 1) 密閉空間での諸活動、授業については、可能な限りの換気を心がけてください。
- 2) 友人と会話する際は、感染症の流行に応じ、換気の良い場所で十分な距離をとることも考慮してください。
- 3) 飲食を伴う大人数の懇親会、集会への参加は、体調に応じて見合わせることもご留意ください。

⑦ 食堂・昼食等の飲食について

- 1) お弁当、コンビニ等で購入したものは教室でも飲食できます。(千住キャンパスのみ。東京西キャンパスは教室での飲食は不可)
- 2) 食堂内の配席については、配席数制限を廃止し、収容定員の100%の配席方針とします。
- 3) 食事中の(マスクを外した状態での)大声の会話は控えてください。食事が終わったらすみやかに退席し、次の人に座席をお譲りください。
- 4) 千住キャンパス食堂内の机上衝立については、感染症予防の観点から、引き続き、当面の間維持します。

⑧ 図書館利用について

令和5年4月1日から、入館数制限、閲覧席制限を廃止し、収容定員の100%の配席方針としています。

⑨ マルチメディア教室の開放

- 1) 授業のない時間帯にマルチメディア教室(千住キャンパス：第2・第4・第5MM教室、東京西キャンパス：情報処理演習室)を開放します。  
設置してあるペーパータオルに消毒液をふくませて、キーボード・マウスを使用前及び使用後に各自で消毒してください。入口ドア等の開放などにより、換気にご協力ください。
- 2) 長時間の利用は控えてください。
- 3) マルチメディア教室での飲食は禁止します。

⑩ 課外活動について

感染症予防に関連し、令和5年4月1日以降は、学生各人及び各活動団体で感染予防策を講じるとともに、各スポーツ活動団体においては、加盟連盟や競技団体が示す感染予防対策に則り活動してください。

感染しない、感染を広げないために、引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。